

## IEEJ プロフェッショナル運営委員会 運営要綱

### (役 割)

第1条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会は、「会員の知識・経験流通サービス」事業に関する事項全般を且務する。

### (審議事項)

第2条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) IEEJ プロフェッショナルの審査
- (2) IEEJ パートナーの審査
- (3) 「会員の知識・経験流通サービス」事業全般に関する事項

### (構 成)

第3条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会の構成は次による。

委員長：副会長（総務企画担当）

副委員長：総務企画理事

委員：財務会計理事

研究調査理事

専務理事

事務局：技術者教育課

- 2 委員長あるいは委員が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (招 集)

第4条 IEEJ プロフェッショナル運営委員会は委員長が招集（メール審議を含む）し、委員長名で事務局が関係者に通知する。

### (議決の方法)

第5条 議案の採決には、出席構成員の過半数を要する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

### (審査結果の取扱い)

第6条 第2条(1)による IEEJ プロフェッショナルの審査結果は総務会議に上程し、総務会議で認定、理事会へ報告する。

第7条 第2条(2)による IEEJ パートナーの審査結果は総務会議に上程し、総務会議で認定する。

第8条 第2条(3)による「会員の知識・経験流通サービス」事業全般に関わる事項の審議結果は総務会議に上程し、総務会議で承認する。

(付則)

1. 平成 17 年 4 月 13 日，総務会議にて承認制定。
2. 本運営要綱は，平成 17 年 4 月 25 日より実施する。
3. 平成 22 年 9 月 22 日，総務会議において一部改正。
4. 平成 25 年 6 月 27 日，総務会議において一部改正。
5. 平成 26 年 11 月 19 日，総務会議において一部改正。